

自動車税

この税は、自動車を所有している人に課税されるものです。

納める人

県内に定置場（車庫）のある自動車（二輪の小型自動車、軽自動車、大型および小型特殊自動車を除く。）の所有者です。ただし、所有権を留保している自動車については、当該自動車の買主です。

納める時

- 定期 5月31日（納期限）までに納めます。
※5月31日が土日祝日の場合は、その翌日となります。
- 随時 自動車を取得（登録）した際、納めます。

納める方法

- 定期 県から送付する納税通知書により納めます。
※また、口座振替による納税も可能です（詳しくはP37）。
- 随時 県の発行する県証紙または県から送付する納税通知書により納めます。

納める額

自動車の種類や用途等で決められます。なお、4月1日以降に自動車を新規に登録したときは、その翌月から月割で計算した額となります。

●乗用車 （ロータリー車は、総容積の1.5倍を総排気量とみなします。）

総排気量	年税額	
	自家用	営業用
1,000cc以下	29,500円	7,500円
1,000cc超 1,500cc以下	34,500円	8,500円
1,500cc超 2,000cc以下	39,500円	9,500円
2,000cc超 2,500cc以下	45,000円	13,800円
2,500cc超 3,000cc以下	51,000円	15,700円
3,000cc超 3,500cc以下	58,000円	17,900円
3,500cc超 4,000cc以下	66,500円	20,500円
4,000cc超 4,500cc以下	76,500円	23,600円
4,500cc超 6,000cc以下	88,000円	27,200円
6,000cc超	111,000円	40,700円

※営業用とは、ナンバープレートが緑色のものです。

●ライトバン （最大積載量1t以下のもの）

総排気量	年税額	
	自家用	営業用
1,000cc以下	13,200円	10,200円
1,000cc超 1,500cc以下	14,300円	11,200円
1,500cc超	16,000円	12,800円

●トラック （主なもの）

最大積載量	年税額	
	自家用	営業用
1t以下	8,000円	6,500円
1t超 2t以下	11,500円	9,000円
2t超 3t以下	16,000円	12,000円
3t超 4t以下	20,500円	15,000円
4t超 5t以下	25,500円	18,500円

環境配慮による自動車税制のグリーン化

地球温暖化・大気汚染防止の観点から、環境にやさしい自動車の開発・普及を図るため、排ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税負担が軽くなり、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税負担が重くなっています。

① 環境負荷の小さい自動車（軽課）

- 平成 29 年度、平成 30 年度に登録した自動車は翌年度の自動車税が次のとおり軽減されます。

対 象 自 動 車	翌 年 度 軽 減 率
<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車（燃料電池自動車を含む） ・天然ガス自動車 ・プラグインハイブリッド車 ・クリーンディーゼル車（乗用車に限る） 	おおむね 75% 軽減
「平成 32 年度燃費基準 + 30%達成」	
「平成 32 年度燃費基準 + 10%達成」	おおむね 50% 軽減

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排ガス基準75%低減達成車（★★★★）または平成30年排ガス基準50%低減達成車に限る。

② 環境負荷の大きい自動車（重課）

- 平成30年4月1日に対象自動車となっているもの。

対 象 自 動 車		重 課 率
バス・トラック 以外	新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	おおむね 15% 重課 (対象年数を経過した 翌年度から毎年)
	新車新規登録から13年を超えているガソリン車 (LPG 車を含む)	
バス・トラック	新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	おおむね 10% 重課 (対象年数を経過した 翌年度から毎年)
	新車新規登録から13年を超えているガソリン車 または LPG 車	

(注) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド車、一般乗合用バスおよび被けん引自動車は除く。

走る広告塔!!

福井県版図柄ナンバー決定!



フルカラー(寄付金あり) 8,000円程度
モノクロ (寄付金なし) 7,000円程度

- ・福井県版図柄ナンバーが平成 30 年 5 月に決定しました。
- ・勝山市で発見された肉食恐竜「フクイラプトル」の全身骨格が描かれており、全国的にも人気の高い福井県の「恐竜」を強調したデザインになっています。
- ・「走る広告塔」として福井県の知名度アップに期待がかかります。
- ・交付開始時期は、平成 30 年 10 月頃となります。
- ・寄付金は県内の交通改善や観光振興に充てられます。

減 免

身体に障害のある方が運転する自動車、身体または精神に障害のある方のために、その方と生計を共にする人または常時介護する人が運転する自動車で、一定の要件に該当する場合には、自動車税・自動車取得税が減免されます。その他、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方についても、別に該当範囲が定められています。(身体障害者等減免の該当範囲参照)

災害により相当の損害を生じた自動車や公益のため直接専用する自動車等についても減免制度があります。

減免の手続

●新たに自動車を取得した場合（自動車税・自動車取得税）

自動車を登録した日から 1 月以内に、福井県自動車会議所内の福井県税事務所分室へ申請書および必要書類を提出してください。1 月を過ぎた場合、「納期限後に減免申請する場合」をご覧ください。

●納期限後に減免申請する場合（自動車税）

申請された月の翌月から減免となりますので、申請書および必要書類を提出してください。

なお、納税済みの場合は、申請された月の翌月分からの税金が還付されます。

●納税通知書が送付されてきた場合（自動車税）

・継続で申請するとき

減免継続申出書（ハガキ）を毎年納期限までに福井県税事務所または嶺南振興局税務部へ郵送または来所のうえ提出してください。

・新たに申請するとき

申請書および必要書類を納期限までに福井県税事務所または嶺南振興局税務部へ来所のうえ提出してください。

自動車の名義変更・抹消・住所変更の手続は確実に！！

自動車税は毎年 4 月 1 日現在の車検証の記載に基づき課税されます。次のような方は、運輸支局で自動車の登録手続をしてください。

●自動車を下取りに出したら？ …… 名義変更

●自動車を廃車したら？ …… 抹消登録

手続されていないと、4 月 1 日現在で自動車が手元になくても自動車税が引き続き課税されます。

●引越しなどで住所が変わったら？ …… 変更登録

事情があって運輸支局での変更登録が遅れる場合は、翌年度以降の自動車税納税通知書の送付先を変更する手続きができます。福井県税事務所または嶺南振興局税務部にお電話いただくか、インターネットでお手続き下さい。

ふく e-ねっと

検 索

URL : <https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>

(注) この手続は自動車税納税通知書の送付先を変更するもので、車検証の変更はできません。

車検時の納税証明書の提示を省略できます！

運輸支局が自動車税の納税確認を行いますので、車検時の納税証明書の提示は不要です。また、納税証明書を紛失された場合でも、再交付の手続きをする必要がありません。(ただしこれまでどおり、納税証明書を提示することもできます。)

<ご注意ください！>

以下に該当する場合は、運輸支局で確認ができないため、納税証明書の提示が必要です。

1 金融機関等で自動車税を納付後すぐに車検を受ける場合

納付方法によって、運輸支局で確認できるまでに最大 10 営業日程度の日数がかかります。納付後すぐに受検される場合は、県が交付する納税証明書の提示が必要です。

2 軽自動車、小型二輪自動車の車検を受ける場合

身体障害者等減免の該当範囲

身体障害者手帳の交付を受けている方

障害の区分	障害の級別	
	本人運転の場合	生計同一者（常時介護者）の運転の場合
視覚障害	1級～4級	左に同じ
聴覚障害	2級および3級	//
平衡機能障害	3級	//
音声・言語・そしゃく機能の障害	3級	//
上肢不自由	1級および2級	//
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級および5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級
	移動機能	1級～6級
心臓機能障害	1級および3級	左に同じ
じん臓機能障害	1級および3級	//
呼吸器機能障害	1級および3級	//
ぼうこうまたは直腸の機能障害	1級および3級	//
小腸の機能障害	1級および3級	//
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	//
肝臓機能障害	1級～3級	//

療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

障害の区分	障害の級別
知的障害者	療育手帳の交付を受けている方で障害の程度（総合判定）が「A（重度）」と表示されているもの
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で自立支援医療費の支給認定を受けており、かつ障害程度が「1級」のもの

※障害のある方が所有している自動車でなければなりません。（原則、納税義務者も障害のある方本人）

ただし、生計同一者の運転の場合、身体障害者で18歳未満の方、知的障害者または精神障害者の生計同一者所有の自動車であっても認められます。

また、生計同一者（常時介護者）の運転の場合、もっぱら障害のある方の通学、通院等のために使用される必要があります。